

改訂 (案)	改訂前
<p style="text-align: center;">店頭デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Index)</p> <p>お客様が当社と店頭デリバティブ取引 (以下、<u>「DMM CFD-Index 取引」</u>という) を行われるに当たっては、本説明書を十分にお読み頂き、その内容をご理解頂いたうえで、取引口座開設をお申込み頂きますようお願い申し上げます。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>DMM CFD-Index 取引のリスク等重要事項について</p> <p>(内容省略)</p> <p>■金融商品取引業者の商号、登録番号、所在地、連絡先並びに商品先物取引業者の商号及び所在地</p> <p style="text-align: center;">DMM CFD-Index 取引のリスクについて</p> <p>DMM CFD-Index 取引には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に <u>DMM CFD-Index</u> 取引に伴うリスクについて十分にご理解して頂く必要がございます。下記の内容をお読みになり、リスクについて理解、納得された上で口座開設の手続きを行って頂き、自己</p>	<p style="text-align: center;">店頭デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Index)</p> <p>お客様が当社と店頭デリバティブ取引 (以下、<u>DMM CFD-Index 取引</u>とい<u>います。</u>) を行われるに当たっては、本説明書を十分にお読み頂き、その内容をご理解頂いたうえで、取引口座開設をお申込み頂きますようお願い申し上げます。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>DMM CFD-Index 取引のリスク等重要事項について</p> <p>(内容省略)</p> <p>■金融商品取引業者の商号、登録番号、所在地、連絡先並びに商品先物取引業者の商号及び所在地</p> <p style="text-align: center;">DMM CFD-Index 取引のリスクについて</p> <p>DMM CFD-Index 取引には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に<u>本</u>取引に伴うリスクについて十分にご理解して頂く必要がございます。下記の内容をお読みになり、リスクについて理解、納得された上で口座開設の手続きを行って頂き、自己の判断と責任におい</p>

<p>の判断と責任において取引を行うことが肝要となります。お客様ご自身が CFD (店頭デリバティブ) 取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分ご検討して頂きますようお願いいたします。</p> <p>○レバレッジによるリスク</p> <p>DMM CFD-Index 取引は、レバレッジ効果 (てこの作用) により比較的少額の証拠金を差し入れることで、証拠金の何倍もの大きな元本金額の DMM CFD-Index 取引が可能となっています。このため、少額の証拠金によりわずかな価格の変動で大きな利益を得ることが可能ですが、反対に、証拠金を超える大きな損失を被る可能性もあります。</p> <p>○追加証拠金制度及びマージンカットにおけるリスク (省略)</p> <p>お客様は追加証拠金発生 の判定となったメンテナンス明けの営業日の 22 時 59 分までに、追加証拠金をお客様の本取引口座へ入金若しくは保有建玉の決済等により追加証拠金を解消しない限り、23 時 00 分をもって全ての未決済ポジションが反対売買により強制決済 (マージンカット) されます (マージンカットは、原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。また、流動性の低下等により、配信レートの更新が行われない場合は、配信レートの更新が行われるまで約定が遅延することがあります)。</p>	<p>て取引を行うことが肝要となります。お客様ご自身が CFD (店頭デリバティブ) 取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分ご検討して頂きますようお願いいたします。</p> <p>○レバレッジによるリスク</p> <p>本取引は、レバレッジ効果 (てこの作用) により比較的少額の証拠金を差し入れることで、証拠金の何倍もの大きな元本金額の DMM CFD-Index 取引が可能となっています。このため、少額の証拠金によりわずかな価格の変動で大きな利益を得ることが可能ですが、反対に、証拠金を超える大きな損失を被る可能性もあります。</p> <p>○追加証拠金制度及びマージンカットにおけるリスク (省略)</p> <p>お客様は追加証拠金発生 の判定となったメンテナンス明けの営業日の 22 時 59 分までに、追加証拠金をお客様の本取引口座へ入金若しくは保有建玉の決済等により追加証拠金を解消しない限り、23 時 00 分をもって全ての未決済ポジションが反対売買により強制決済 (マージンカット) されます (マージンカットは、原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。また、流動性の低下等により、配信レートの更新が行われない場合は、配信レートの更新が行われるまで約定が遅延することがあります)。</p>
---	---

<p>(以下、省略)</p> <p>○逆指値注文リスク及びロスカットリスク</p> <p>逆指値注文はお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合や、逆指値注文が出ている状態で営業日をまたぎ、前営業日のクローズレートと翌営業日のオープンレートで乖離がある場合等に、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性（スリッページの発生）があり、意図していない損失を被る可能性があります。また、<u>取引におけるお客様の損失を一定の範囲で防ぐ目的で</u>システム的に設定されている『ロスカットルール』についても同様に、市場レートの急激な変動により預託した証拠金以上の損失を被る可能性があります。なお、逆指値注文及びロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レートの中から、約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。</p> <p>○流動性リスク</p> <p>主要国での祝日や、マーケットクローズ間際・週明けのマーケットオープンにおける取引、あるいは通常の取引時間においても重要な経済指標の発表・要人発言・重要なイベントや市場間の間隙では極端に</p>	<p>(以下、省略)</p> <p>○逆指値注文リスク及びロスカットリスク</p> <p>逆指値注文はお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合や、逆指値注文が出ている状態で営業日をまたぎ、前営業日のクローズレートと翌営業日のオープンレートで乖離がある場合等に、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性（スリッページの発生）があり、意図していない損失を被る可能性があります。また、システム的に設定されている『ロスカットルール』についても同様に、<u>取引におけるお客様の損失を一定の範囲で防ぐ目的ではありますが、</u>市場レートの急激な変動により預託した証拠金以上の損失を被る可能性があります。なお、逆指値注文及びロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から、約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。</p> <p>○流動性リスク</p> <p>主要国での祝日や、マーケットクローズ間際・週明けのマーケットオープンにおける取引、あるいは通常の取引時間においても重要な経済指標の発表・要人発言・重要なイベントや市場間の間隙では取引極</p>
---	---

<p>流動性が低下し、レートの提示やお客様の新規・決済注文取引が困難となり、注文が執行されるまでに思いがけない時間を要する場合や、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性（スリッページの発生）、<u>カバー先等からの配信レートの状況</u>、銘柄、注文の数量、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等によってはお取引が不可能となる場合があります。意図していない損失を被ることがあります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更、大型の債務不履行や倒産等の発生、各種規制等により、お客様のお取引が困難又は不可能となるおそれもあります。参照市場の流動性が低下した場合、スプレッドを拡大して提供することや意図した取引ができない可能性があります。その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる場合があります。さらに、<u>カバー先等からの配信レートの状況</u>、銘柄、注文の数量、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等によっては、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。</p> <p>○信用リスク</p> <p>当社の DMM CFD-Index 取引はお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。このため、当社の信用状況によってはお客様が損失を被る可能性があります。また、当社はお客様からの注文に対して、<u>当社の判断で</u>インターバンク市場にてカバー取引を行う<u>ことがあります</u>。このため、カバー先の信用状況等により、お客様が損失</p>	<p>端に流動性が低下し、レートの提示やお客様の新規・決済注文取引が困難となり、注文が執行されるまでに思いがけない時間を要する場合や、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性（スリッページの発生）、銘柄、注文の数量、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等によってはお取引が不可能となる場合があります。意図していない損失を被ることがあります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更、大型の債務不履行や倒産等の発生、各種規制等により、お客様のお取引が困難又は不可能となるおそれもあります。参照市場の流動性が低下した場合、スプレッドを拡大して提供することや意図した取引ができない可能性があります。その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる場合があります。さらに、銘柄、注文の数量、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等によっては、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。</p> <p>○信用リスク</p> <p>当社の DMM CFD-Index 取引はお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。このため、当社の信用状況によってはお客様が損失を被る可能性があります。また、当社はお客様からの注文を<u>インターバンク市場にてカバー取引を行っています</u>。このため、カバー先の信用状況等により、お客様が損失を被る可能性、或いはカバ</p>
---	---

<p>を被る可能性、或いはカバー先において当社がカバー取引を行えなかった場合には、お客様の取引も不可能になる可能性があります。</p> <p>○当社 DMM CFD-Index 取引システムの利用に係るリスクについて</p> <p>(1) 当社の提示レート生成方法について</p> <p>当社の DMM CFD-Index 取引サービスはお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。当社では、複数のカバー先からの配信レート及び、<u>当社と契約のある情報提供会社（本説明書において、カバー先及び情報提供会社を総称して、「カバー先等」という）からの配信レート</u>をもとに当社で生成した独自のレートをお客様に提示しています。そのため、当社が提示するレートは、カバー先等や同業他社が提示しているレートと必ずしも一致するものではなく、市場レートや他社の提示するレート等と大きく乖離することがあります。また、場合によっては、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。これらの約定は、ロスカット時や逆指値注文時に生じますが、これに限られるものではありません。</p> <p>なお、カバー先等から異常レートの配信があった場合や、カバー先等からのレート配信がない<u>又は継続的かつ安定的に配信されない</u>場合、システム障害等が発生した場合、相場急変動時等においてレートの提示が困難と当社が判断した場合、<u>カバー先等から受けたレートが市場実勢を反映したレートではないと当社が判断した場合</u>等には、当社はレート配信を一時停止し、受注を行わない場合があります。</p>	<p>一先において当社がカバー取引を行えなかった場合には、お客様の取引も不可能になる可能性があります。</p> <p>○当社 DMM CFD-Index 取引システムの利用に係るリスクについて</p> <p>(1) 当社の提示レート生成方法について</p> <p>当社の DMM CFD-Index 取引サービスはお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。当社では、複数のカバー先からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に提示しています。そのため、当社が提示するレートは、カバー先や同業他社が提示しているレートと必ずしも一致するものではなく、市場レートや他社の提示するレート等と大きく乖離することがあります。また、場合によっては、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。これらの約定は、ロスカット時や逆指値注文時に生じますが、これに限られるものではありません。</p> <p>なお、カバー先から異常レートの配信があった場合や、カバー先からのレート配信がない場合、システム障害等が発生した場合、相場急変動時等においてレートの提示が困難と当社が判断した場合には、当社はレート配信を一時停止し、受注を行わない場合があります。また、経済指標の発表時など相場が急変するおそれがある場合には、カバー先からのレート配信の有無にかかわらず、当社の判</p>
--	--

<p>ます。また、経済指標の発表時など相場が急変するおそれがある場合には、カバー先等からのレート配信の有無にかかわらず、当社の判断により、その前後においてレート配信を停止し、受注を行わない場合があります。</p> <p>(2) スプレッドの原則固定について</p> <p>当社において、スプレッドを原則固定とするとは、配信レートにおけるスプレッドが原則固定であることを指しますが、主要国の祝日や取引時間の終了前後、経済指標の発表時など、市場環境の変化や流動性の低下等により、スプレッドが広がる場合があります。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(3) 注文方法の差異による約定レートに係るリスク</p> <p>ア ストリーミング注文</p> <p>DMM CFD-Index 取引サービスにおいて、ストリーミング注文は、注文価格、銘柄、取引数量、売買の区別、取引ツール、スリッページの設定値等によって、ご注文が約定しづらくなる、あるいは約定しない場合があります。(以下、省略)</p> <p>イ 逆指値注文</p> <p>DMM CFD-Index 取引サービスにおいて、逆指値注文は損失の拡大を防ぐための注文方法として利用されることが多い注文方法ですが、買い注文の場合はレートのアスクがお客様の指定した価格以上になること、売り注文の場合はレートのビッドがお客様の</p>	<p>断により、その前後においてレート配信を停止し、受注を行わない場合があります。</p> <p>(2) スプレッドの原則固定について</p> <p>当社において、スプレッドを原則固定とする<u>ころ</u>は、配信レートにおけるスプレッドが原則固定であることを指しますが、主要国の祝日や取引時間の終了前後、経済指標の発表時など、市場環境の変化や流動性の低下等により、スプレッドが広がる場合があります。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(3) 注文方法の差異による約定レートに係るリスク</p> <p>ア ストリーミング注文</p> <p>本取引サービスにおいて、ストリーミング注文は、注文価格、銘柄、取引数量、売買の区別、取引ツール、スリッページの設定値等によって、ご注文が約定しづらくなる、あるいは約定しない場合があります。(以下、省略)</p> <p>イ 逆指値注文</p> <p>本取引サービスにおいて、逆指値注文は損失の拡大を防ぐための注文方法として利用されることが多い注文方法ですが、買い注文の場合はレートのアスクがお客様の指定した価格以上になること、売り注文の場合はレートのビッドがお客様の指定した価格以</p>
---	---

指定した価格以下になることで、原則としてその時の最新レートで約定します（約定処理に時間を要する場合、当該レートで約定しない場合があります）。（以下、省略）

ウ 指値注文

DMM CFD-Index 取引サービスにおいて、指値注文は、市場レートがおお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合や、指値注文が有効な状態で営業日をまたぎ、前営業日のクローズレートと翌営業日のオープンレートで乖離がある場合等においても、原則として指値価格での約定となるため、当社レート履歴に記載のないレートで約定することがあります（週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指値注文の価格に達していた場合のみ、当該初めて配信する取引レートで約定します）。また、指値注文は、相場状況**又は**取引方法並びに取引数量等によって、指定の価格に達しても約定しない場合があります。（以下、省略）

(4) ロスカットに伴うリスク

DMM CFD-Index 取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が発注されます。原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。

((5) 省略)

下になることで、原則としてその時の最新レートで約定します（約定処理に時間を要する場合、当該レートで約定しない場合があります）。（以下、省略）

ウ 指値注文

本取引サービスにおいて、指値注文は、市場レートがおお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合や、指値注文が有効な状態で営業日をまたぎ、前営業日のクローズレートと翌営業日のオープンレートで乖離がある場合等においても、原則として指値価格での約定となるため、当社レート履歴に記載のないレートで約定することがあります（週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指値注文の価格に達していた場合のみ、当該初めて配信する取引レートで約定します）。また、指値注文は、相場状況**または**取引方法並びに取引数量等によって、指定の価格に達しても約定しない場合があります。（以下、省略）

(4) ロスカットに伴うリスク

本取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が発注されます。原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。

((5) 省略)

<p><u>(6) スマートフォン取引ツールのご利用に伴うリスク</u></p> <p><u>スマートフォン取引ツールでは、取引方法等に一部制限がございます。</u></p> <p><u>また、スマートフォン取引ツールを利用して取引を行う場合、お客様及び当社の通信機器の故障、通信回線の障害、情報配信の障害、あるいは本取引システムそのものの障害等により、お客様の取引が不可能になる場合や、意図しない価格での約定となる可能性もあります。</u></p> <p><u>さらに、お客様の注文指示の当社システムへの遅着・未着により、取引が執行されるまでに思いがけない時間を要する可能性、あるいは注文が発注されない、または無効となる可能性があります。スマートフォン取引ツールを利用したサービスは、大量のデータ送受信を行うため、何らかの原因で DMM CFD-Index 取引システムが利用できない場合は一切の注文などの取引・発注行為が行えないリスクがあります。</u></p> <p><u>DMM CFD-Index 取引システム上で表示される価格情報が遅れることや、誤った価格が表示される等、本取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。加えて、スマートフォン取引ツールで表示される各銘柄のレートの更新頻度は、パソコン版の取引ツールでの更新頻度と比較して低くなっています (生成・配信されているレートの数や価格等は、パソコン版の取引ツール、スマートフォン取引ツールのどちらをご利用いただいても同一です)。</u></p> <p><u>DMM CFD-Index 取引システムを利用する際に用いられるお客様のログイン ID・パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
--	--------------------

<p><u>その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。</u></p> <p>(7) 振込入金に伴うリスク（内容省略）</p> <p>(8) スリッページリスク（内容省略）</p> <p>(9) 日本国外からの通信について 当社の <u>DMM CFD-Index</u> 取引システムは、お客様に日本国内の通信環境でご利用いただくことを想定しているため、お客様が <u>当社の DMM CFD-Index</u> 取引システムに対して日本国外から通信を行った場合、正常に作動しない、あるいは注文の発注、約定、確認、取消等が行えない可能性や約定が遅延する可能性があります。</p> <p><u>また、当社はマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一環として、当社の DMM CFD-Index</u> 取引システムに対する日本国外からの通信を、一部制限させて頂く場合があります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について当社は一切の責任を負いません。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>DMM CFD-Index 取引の仕組みについて</p>	<p>(6) 振込入金に伴うリスク（内容省略）</p> <p>(7) スリッページリスク（内容省略）</p> <p>(8) 日本国外からの通信について 当社の CFD-Index 取引システムは、お客様に日本国内の通信環境でご利用いただくことを想定して<u>おり</u>、お客様が日本国外から通信を行った場合における <u>CFD-Index</u> 取引システムの作動状況は確認して<u>おりません</u>。また、当社の判断により特定の国からの通信を遮断することがあります。お客様におかれましては、日本国内の通信環境でご利用いただくようお願いいたします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>DMM CFD-Index 取引の仕組みについて</p>
--	--

<p>当社によるDMM CFD-Index取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び日本証券業協会の規則を遵守して行います。</p> <p>本取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、銘柄の売買取引を行う DMM CFD-Index 取引であり、当該売買の目的となっている銘柄の新規の売りもしくは買い、これらに対する決済の売りもしくは買いによる差金の授受によって決済する取引です。本取引にはこの決済による売買損益の他に金利と配当等を加味したスワップポイントによる損益が発生します。</p> <p>口座開設について</p> <p>口座開設のお申し込みは、当社所定の方法にて受付しております。お問い合わせ等はカスタマーサポート (0120-961-522) もしくは、メール (support-dmm@sec.dmm.com) でお受け致します。</p> <p>DMM CFD-Index 取引は大きなリターンを得られる反面、大きなリスクを伴う取引です。当社では DMM CFD-Index 取引口座を開設して頂く場合には、原則として個人で使用できるパソコン又はスマートフォンをお持ちの方を対象として、次の要件を満たして頂くことが必要となります。</p> <p>(1. ~2. 省略)</p>	<p>当社によるDMM CFD-Index取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び日本証券業協会の規則を遵守して行います。</p> <p>本取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、銘柄の売買取引を行う DMM CFD-Index 取引であり、当該売買の目的となっている銘柄の新規の売りもしくは買い、これらに対する決済の売りもしくは買いによる差金の授受によって決済する取引です。本取引にはこの決済による売買損益の他に金利と配当等を加味したスワップポイント <u>(価格調整額を含む、以下同じ)</u> による損益が発生します。</p> <p>口座開設について</p> <p>口座開設のお申し込みは、当社所定の方法にて受付しております。お問い合わせ等はカスタマーサポート (0120-961-522) もしくは、メール (support-dmm@sec.dmm.com) でお受け致します。</p> <p>DMM CFD-Index 取引は大きなリターンを得られる反面、大きなリスクを伴う取引です。当社では DMM CFD-Index 取引口座を開設して頂く場合には、原則として個人で使用できるパソコンをお持ちの方を対象として、次の要件を満たして頂くことが必要となります。</p> <p>(1. ~2. 省略)</p>
---	--

<p>3. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。</p> <p>《個人のお客様の場合》</p> <p>(1) <u>DMM CFD-Index</u>取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解していること。</p> <p>((2) ~ (3) 省略)</p> <p>(4) <u>DMM CFD-Index</u>取引にかかる法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、<u>DMM CFD-Index</u>取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。</p> <p>(5) ご自身専用でかつパソコン又はスマートフォンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。</p> <p>(6) パソコン又はスマートフォンでお取引することができる環境があること。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>《法人のお客様の場合》</p> <p>((1) ~ (2) 省略)</p> <p>(3) <u>DMM CFD-Index</u>取引にかかる法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、<u>DMM CFD-Index</u>取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。</p>	<p>3. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。</p> <p>《個人のお客様の場合》</p> <p>(1) <u>本</u>取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解していること。</p> <p>((2) ~ (3) 省略)</p> <p>(4) <u>本</u>取引にかかる法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、<u>本</u>取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。</p> <p>(5) ご自身専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。</p> <p>(6) パソコンでお取引することができる環境があること。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>《法人のお客様の場合》</p> <p>((1) ~ (2) 省略)</p> <p>(3) <u>本</u>取引にかかる法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、<u>本</u>取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。</p>
---	---

<p>((4) ~ (12) 省略)</p> <p>(13) 取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人 (以下、「取引担当者」という) を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(当社の価格変動リスク管理について 省略)</p> <p>お取引について</p> <p>(1. ~ 3. 省略)</p> <p>4. 取引レート</p> <p>(1) 省略</p> <p>2) <u>相場急変時や、カバー先等から異常レートの配信があった場合、カバー先等からのレート配信がない又は継続的かつ安定的に配信されない場合、システム障害等が発生した場合、相場急変動時等においてレートの提示が困難と当社が判断した場合、カバー先等から受けたレートが市場実勢を反映したレートではないと当社が判断した場合等</u>には、レートの配信を停止することがあります。また、経済指標の発表時</p>	<p>((4) ~ (12) 省略)</p> <p>(13) 取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人 (以下「取引担当者」) を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(当社の価格変動リスク管理について 省略)</p> <p>お取引について</p> <p>(1. ~ 3. 省略)</p> <p>4. 取引レート</p> <p>(1) 省略</p> <p>2) 相場急変時や、<u>カバー先の状況に変更が生じたことから、カバー先から有効なレートを安定的に受信できなくなった場合や、カバー先から受けたレートが市場実勢を反映したレートではないと当社が判断したときなど</u>には、レートの配信を停止します。また、経済指標の発表時など相場が急変するおそれがある場合には、カバー先からのレート配</p>
---	---

<p>など相場が急変するおそれがある場合には、カバー先<u>等</u>からのレート配信の有無にかかわらず、当社の判断により、その前後においてレート配信を停止し、受注を行わない場合があります。</p> <p>3) レートの配信が停止しており、それを再開するときについては、カバー先<u>等</u>から有効なレート提示を継続的かつ安定的に受けることが可能となり、また、それらのレートが市場実勢を反映したレートであると当社が判断した場合に、レートの配信を再開します。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(5. ～7. 省略)</p> <p>8. 追加証拠金制度 (1) ～2) (2) まで省略)</p> <p>(3) 未決済ポジションの一部決済、<u>又は</u>、未決済ポジションの一部決済と追加証拠金額の一部入金により「追加証拠金額※」を「0円」とする</p> <p>(以下、省略)</p> <p>9. ロスカットルール (1) ～2) 省略)</p>	<p>信の有無にかかわらず、当社の判断により、その前後においてレート配信を停止し、受注を行わない場合があります。</p> <p>3) レートの配信が停止しており、それを再開するときについては、カバー先から有効なレート提示を継続的かつ安定的に受けることが可能となり、また、それらのレートが市場実勢を反映したレートであると当社が判断した場合に、レートの配信を再開します。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(5. ～7. 省略)</p> <p>8. 追加証拠金制度 (1) ～2) (2) まで省略)</p> <p>(3) 未決済ポジションの一部決済、<u>または</u>、未決済ポジションの一部決済と追加証拠金額の一部入金により「追加証拠金額※」を「0円」とする</p> <p>(以下、省略)</p> <p>9. ロスカットルール (1) ～2) 省略)</p>
---	---

<p>※ 証拠金維持率とはお客様が保有するポジションに係る取引証拠金に対する純資産の比率であり以下の算式によって求めたもの とします。</p> $\text{証拠金維持率} = (\text{純資産額} - \text{注文証拠金}) \div \text{ポジション} \times 100$ <p>(以下、省略)</p> <p>(10. ～ 11. 省略)</p> <p>12. 注文の種類</p> <p>1) 注文の種類は以下のとおりです。その他注文は、<u>31</u>ページの「DMM CFD-Index 取引及びその受託に関する主要な用語の定義」をご覧ください。なお、これら注文は、DMM CFD-Index 取引システムでのみ行うことができ、原則として、電話、ファックス、電子メールその他の手段による注文及び変更・取消はできません。</p> <p>【指値注文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当注文は、お客様が指定した価格に対して、お客様に配信する価格が同一となるか、若しくはお客様が指定した価格を超えたときに、お客様が指定した価格で約定します。従って、<u>直前に配信した価格とかい離れた価格が配信された場合等には</u>、配信価格の履歴にない価格で約定することがあります。ただし、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指定した価格よりお客様に 	<p>※ 証拠金維持率とはお客様が保有するポジションに係る取引証拠金に対する純資産の比率であり以下の算式によって求めたもの とします。</p> $\text{証拠金維持率} = (\text{純資産額} - \text{注文証拠金}) \div \text{ポジション} \times 100$ <p>(以下、省略)</p> <p>(10. ～ 11. 省略)</p> <p>12. 注文の種類</p> <p>1) 注文の種類は以下のとおりです。その他注文は、<u>30</u>ページの「DMM CFD-Index 取引及びその受託に関する主要な用語の定義」をご覧ください。なお、これら注文は、DMM CFD-Index 取引システムでのみ行うことができ、原則として、電話、ファックス、電子メールその他の手段による注文及び変更・取消はできません。</p> <p>【指値注文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当注文は、お客様が指定した価格に対して、お客様に配信する価格が同一となるか、若しくはお客様が指定した価格を超えたときに、お客様が指定した価格で約定します。従って、配信価格の履歴にない価格で約定することがあります。ただし、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指定した価格よりお客様にとって有利な価格の場合には、お客様が指定した価格ではなく、当
---	---

<p>とって有利な価格の場合には、お客様が指定した価格ではなく、当該週明けに当社が初めて配信する価格で約定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当注文は、注文時に有効期限を指定します。有効期限については以下の通りです。</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>今日中</u> : 注文を発注した営業日終了時点まで有効 <u>今週中</u> : 金曜営業終了時間まで有効 <u>無期限</u> : 約定または取消するまで有効 <u>期間指定</u> : 日時を分単位で指定できます。 <p>【逆指値注文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当注文は、注文時に有効期限を指定します。有効期限については以下の通りです。</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>今日中</u> : 注文を発注した営業日終了時点まで有効 <u>今週中</u> : 金曜営業終了時間まで有効 <u>無期限</u> : 約定または取消するまで有効 <u>期間指定</u> : 日時を分単位で指定できます。 <p>(以下、省略)</p> <p>1 3. 取引方法について</p> <p>当社が提供するDMM CFD-Index取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で以下に掲げる使用機器及び回線に関する推奨環境を準備する必要があります。当社の推奨環境については、当社ホームページでご確認ください。<u>(https://fx.dmm.com/support/spec/result/)</u></p>	<p>該週明けに当社が初めて配信する価格で約定します。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>【逆指値注文】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>1 3. 取引方法について</p> <p>当社が提供するDMM CFD-Index取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で以下に掲げる使用機器及び回線に関する推奨環境を準備する必要があります。当社の推奨環境については、当社ホームページでご確認ください。<u>(https://fx.dmm.com/cfd/service/outline/)</u></p>
---	---

<p>(14. ～18. 省略)</p> <p>19. スプレッド</p> <p>当社が提示する取引レートには、買付価格(アスク)と売付価格(ビッド)の価格差(スプレッド)があります。売り手と買い手が常に同じ条件でフェアな取引を成立させるため、取引レートの表示は常にビッドレートとアスクレートの2WAYで表示されます。当社は、お客様に提示するビッドレートとアスクレートを、複数のカバー先<u>等</u>から提示されたレートをもとに当社が<u>独自に生成</u>します。なお、アスクレートはビッドレートよりもスプレッド分、高くなっています。</p> <p>(20. ～21. 省略)</p> <p>22. 両建て</p> <p>DMM CFD-Index 取引では両建取引が可能です。両建とは、お客様がDMM CFD-Index 取引に<u>おいて</u>同一銘柄で買いポジションと売りポジションの両方を同時に持つことをいいます。両建取引はスワップ金利のスプレッドにより逆ザヤが生じること、また、反対売買時にスプレッドによるコストをお客様が二重に負担すること等により、経済合理性を欠く取引でありますので、当社ではお勧めいたしません。お客様自らの意思によりお取引をお願いいたします。</p>	<p>(14. ～18. 省略)</p> <p>19. スプレッド</p> <p>当社が提示する取引レートには、買付価格(アスク)と売付価格(ビッド)の価格差(スプレッド)があります。売り手と買い手が常に同じ条件でフェアな取引を成立させるため、取引レートの表示は常にビッドレートとアスクレートの2WAYで表示されます。当社は、お客様に提示するビッドレートとアスクレートを、複数のカバー先から提示されたレートをもとに<u>市場の状況等に応じて当社によって決定</u>します。なお、アスクレートはビッドレートよりもスプレッド分、高くなっています。</p> <p>(20. ～21. 省略)</p> <p>22. 両建て</p> <p>DMM CFD-Index 取引では両建取引が可能です。両建とは、お客様がDMM CFD-Index 取引<u>おいて</u>同一銘柄で買いポジションと売りポジションの両方を同時に持つことをいいます。両建取引はスワップ金利のスプレッドにより逆ザヤが生じること、また、反対売買時にスプレッドによるコストをお客様が二重に負担すること等により、経済合理性を欠く取引でありますので、当社ではお勧めいたしません。お客様自らの意思によりお取引をお願いいたします。</p>
---	--

<p>(以下、省略)</p> <p>(DMM CFD-Index 取引の手続きについて 省略)</p> <p>(DMM CFD-Index 取引行為に関する禁止事項 省略)</p> <p>DMM CFD-Index 取引及びその受託に関する主要な用語の定義</p> <p><input type="checkbox"/> 相対取引 (あいたいとりひき) 金融商品取引業者がお客様に対する取引の相手方となる取引。店頭取引ともいいます。</p> <p><input type="checkbox"/> 受渡日 (うけわたしび) - Value Date <u>反対売買により決済した売買代金の差金の受渡しが行われる</u>日を行います。決済益は受渡後に出金が可能となります。</p> <p><input type="checkbox"/> カバー取引 (かばーとりひき) 金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭有価証券デリバティブ取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該有価証券デリバティブ取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引 <u>又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として</u> 行う店頭金融先物取引をいいます。<u>当社が行うカバー取引の相手方を「カバー取引先」又は「カバー先」といいます。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>参照原資産</u></p>	<p>(以下、省略)</p> <p>(DMM CFD-Index 取引の手続きについて 省略)</p> <p>(DMM CFD-Index 取引行為に関する禁止事項 省略)</p> <p>DMM CFD-Index 取引及びその受託に関する主要な用語の定義</p> <p><input type="checkbox"/> 相対取引 (あいたいとりひき) 金融取引業者がお客様に対する取引の相手方となる取引。店頭取引ともいいます。</p> <p><input type="checkbox"/> 受渡日 (うけわたしび) - Value Date <u>2 通貨が交換される日。差金決済によるお客様との資金を授受する</u>日を行います。決済益は受渡後に出金が可能となります。</p> <p><input type="checkbox"/> カバー取引 (かばーとりひき) 金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭有価証券デリバティブ取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該有価証券デリバティブ取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引 <u>または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として</u> 行う店頭金融先物取引をいいます。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>(新設)</u></p>
---	---

<p><u>当社が参照している店頭デリバティブ取引の対象となる資産のこと</u> <u>です。</u></p> <p><u>JPN225/JPY</u> では、<u>日経 225 先物</u>です。</p> <p><u>USDJ30/USD</u> では、<u>NY ダウ先物</u>です。</p> <p><u>NDQ100/USD</u> では、<u>NASDAQ100 先物</u>です。</p> <p><u>SPX500/USD</u> では、<u>S&P500 先物</u>です。</p> <p><u>□参照市場 (さんしょうしじょう)</u></p> <p><u>当社が参照している店頭デリバティブ取引の対象となる市場のこと</u> <u>です。</u></p> <p><u>JPN225/JPY</u> では、<u>CME (シカゴ・マーカンタイル取引所) 及び SGX</u> <u>(シンガポール取引所)</u> です。また、<u>USDJ30/USD、NDQ100/USD、</u> <u>SPX500/USD</u> では、<u>いずれも CME</u> となります。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>□マージンカット (まーじんかっと) –Margin cut</p> <p>毎営業日のマーケットクローズ後に、証拠金維持率判定を行っており、当該時点において証拠金維持率が 100%を下回った場合、翌営業日のオープン時点で追加証拠金が発生します。当該翌営業日の 22 時 59 分までに追加証拠金額が 0 円とならない場合に、当該翌営業日の 23 時 00 分 (マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります) に、お客様の全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>□スポット (取引) (すぽっと) – Spot</p> <p><u>直物取引のことをいいます。DMM CFD-Index取引においては、契約成立から2営業日以内の取引となります。</u></p> <p>□マージンカット (まーじんかっと) –Margin cut</p> <p>毎営業日のマーケットクローズ後に、証拠金維持率判定を行っており、当該時点において証拠金維持率が 100%を下回った場合、翌営業日のオープン時点で追加証拠金が発生します。当該翌営業日の 22 時 59 分までに追加証拠金額が 0 円とならない場合に、当該翌営業日の 23 時 00 分 (マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります) に、お客様の全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。</p>
---	--

<p>(以下、省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>(金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和2年6月27日 改訂</u></p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>	<p>(以下、省略)</p> <p><u>□LIBOR (らいぼー)</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ロンドン銀行間出し手金利。(銀行間において短期の資金を貸し出す際の金利)</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>(金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について省略)</p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>
---	--

<p>店頭商品デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Commodity) (商品先物取引法第 217 条第 1 項の規定による契約締結前交付書面)</p> <p>お客様が当社と店頭商品デリバティブ取引 (以下、「<u>DMM CFD-Commodity 取引</u>」<u>とい</u>う) を行われるに当たっては、本説明書を十分にお読み頂き、その内容をご理解頂いたうえで、取引口座開設をお申込み頂きますようお願い申し上げます。</p> <p>(中略)</p> <p>本説明書は、商品先物取引業者が商品先物取引法第 217 条第 1 項の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項第 5 号に規定する<u>店頭商品デリバティブ取引</u>について説明します。</p> <p>店頭商品デリバティブ取引のリスク等重要事項について</p> <p>(1. ～9. 省略)</p> <p>10. DMM CFD-Commodity 取引のうち「OIL/USD」は、当社では取引期限がなくお取引いただけますが、参照市場の最終営業日の前に当社が定める日において、提示する限月の交代を行ないます。そのため<u>参照中の限月と次回参照予定の限月</u>の価格差の調整を行います。</p>	<p>店頭商品デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Commodity) (商品先物取引法第 217 条<u>の</u>第 1 項の規定による契約締結前交付書面)</p> <p>お客様が当社と店頭商品デリバティブ取引 (以下、<u>DMM CFD-Commodity 取引</u>と<u>い</u>います。) を行われるに当たっては、本説明書を十分にお読み頂き、その内容をご理解頂いたうえで、取引口座開設をお申込み頂きますようお願い申し上げます。</p> <p>(中略)</p> <p>本説明書は、商品先物取引業者が商品先物取引法第 217 条第 1 項の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項 5 号に規定する<u>DMM CFD-Commodity</u> 取引について説明します。</p> <p>店頭商品デリバティブ取引のリスク等重要事項について</p> <p>(1. ～9. 省略)</p> <p>10. DMM CFD-Commodity 取引のうち「OIL/USD」は、当社では取引期限がなくお取引いただけますが、<u>それぞれの</u>参照市場の最終営業日の前に当社が定める日において、提示する限月の交代を行ないます。そのため<u>1番限月と2番限月</u>の価格差の調整を行います。</p>
--	---

<p>■金融商品取引業者の商号、登録番号、所在地、連絡先並びに商品取引業者の商号及び所在地 (以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">DMM CFD-Commodity 取引のリスクについて</p> <p>DMM CFD-Commodity取引には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に<u>DMM CFD-Commodity</u>取引に伴うリスクについて十分にご理解して頂く必要がございます。下記の内容をお読みになり、リスクについて理解、納得された上で口座開設の手続きを行って頂き、自己の判断と責任において取引を行うことが肝要となります。お客様ご自身がDMM CFD-Commodity取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分ご検討して頂きますようお願いいたします。</p> <p>○ レバレッジによるリスク</p> <p><u>DMM CFD-Commodity</u>取引は、レバレッジ効果（てこの作用）により比較的少額の証拠金を差し入れることで、証拠金の何倍もの大きな元本金額のDMM CFD-Commodity取引が可能となっています。このため、少額の証拠金によりわずかな価格の変動で大きな利益を得ることが可能ですが、反対に、証拠金を超える大きな損失を被る可能性もあります。</p> <p>○追加証拠金制度及びマージンカットにおけるリスク</p>	<p>■金融商品取引業者の商号、登録番号、所在地、連絡先並びに商品取引業者の商号及び所在地 (以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">DMM CFD-Commodity 取引のリスクについて</p> <p>DMM CFD-Commodity取引には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に<u>本</u>取引に伴うリスクについて十分にご理解して頂く必要がございます。下記の内容をお読みになり、リスクについて理解、納得された上で口座開設の手続きを行って頂き、自己の判断と責任において取引を行うことが肝要となります。お客様ご自身がDMM CFD-Commodity取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分ご検討して頂きますようお願いいたします。</p> <p>○ レバレッジによるリスク</p> <p><u>本</u>取引は、レバレッジ効果（てこの作用）により比較的少額の証拠金を差し入れることで、証拠金の何倍もの大きな元本金額のDMM CFD-Commodity取引が可能となっています。このため、少額の証拠金によりわずかな価格の変動で大きな利益を得ることが可能ですが、反対に、証拠金を超える大きな損失を被る可能性もあります。</p> <p>○追加証拠金制度及びマージンカットにおけるリスク</p>
--	--

<p>(省略)</p> <p>お客様は追加証拠金発生 の判定となったメンテナンス明けの営業日の 22 時 59 分までに、追加証拠金をお客様の本取引口座へ入金若しくは保有建玉の決済等により追加証拠金を解消しない限り、23 時 00 分をもって全ての未決済ポジションが反対売買により強制決済 (マージンカット) されます (マージンカットは、原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。また、流動性の低下等により、配信レートの更新が行われない場合は、配信レートの更新が行われるまで約定が遅延することがあります)。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>○逆指値注文リスク及びロスカットリスク</p> <p>逆指値注文はお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合や、逆指値注文が出ている状態で週末をまたぎ、週末のクローズレートと翌週のオープンレートで乖離がある場合等に、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性 (スリッページの発生) があり、意図していない損失を被ることがあります。また、<u>取引におけるお客様の損失を一定の範囲で防ぐ目的で</u> システム的に設定されている『ロスカットルール』についても同様に、市場レートの急激な変動により預託した証拠金以上の損失を被る可能性があります。</p>	<p>(省略)</p> <p>お客様は追加証拠金発生 の判定となったメンテナンス明けの営業日の 22 時 59 分までに、追加証拠金をお客様の本取引口座へ入金若しくは保有建玉の決済等により追加証拠金を解消しない限り、23 時 00 分をもって全ての未決済ポジションが反対売買により強制決済 (マージンカット) されます (マージンカットは、原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。また、流動性の低下等により、配信レートの更新が行われない場合は、配信レートの更新が行われるまで約定が遅延することがあります)。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>○逆指値注文リスク及びロスカットリスク</p> <p>逆指値注文はお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合や、逆指値注文が出ている状態で週末をまたぎ、週末のクローズレートと翌週のオープンレートで乖離がある場合等に、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性 (スリッページの発生) があり、意図していない損失を被ることがあります。また、システム的に設定されている『ロスカットルール』についても同様に、<u>取引におけるお客様の損失を一定の範囲で防ぐ目的ではありませんが、</u>市場レートの急激な変動により預託した証拠金以上の損失を被る可能</p>
---	---

<p>なお、逆指値注文及びロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レートの中から、約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。</p> <p>○流動性リスク</p> <p>主要国での祝日や、マーケットクローズ間際・週明けのマーケットオープンにおける取引、あるいは通常の取引時間においても重要な経済指標の発表・要人発言・重要なイベントや市場間の間隙では取引高の減少により流動性が極端に低下し、レートの提示やお客様の新規・決済注文取引が困難となり、注文が執行されるまでに思いがけない時間を要する場合や、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性（スリッページの発生）、<u>カバー先等からの配信レートの状況</u>、銘柄、注文の数量、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等によってはお取引が不可能となる場合があります。また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、大型の債務不履行や倒産等の発生、各種規制等により、お客様のお取引が困難又は不可能となる可能性もあります。さらに、<u>カバー先等からの配信レートの状況</u>、銘柄、注文の数量、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等によっては、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定すること</p>	<p>性があります。なお、逆指値注文及びロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から、約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。</p> <p>○流動性リスク</p> <p>主要国での祝日や、マーケットクローズ間際・週明けのマーケットオープンにおける取引、あるいは通常の取引時間においても重要な経済指標の発表・要人発言・重要なイベントや市場間の間隙では取引高の減少により流動性が極端に低下し、レートの提示やお客様の新規・決済注文取引が困難となり、注文が執行されるまでに思いがけない時間を要する場合や、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性（スリッページの発生）、銘柄、注文の数量、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等によってはお取引が不可能となる場合があります。また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、大型の債務不履行や倒産等の発生、各種規制等により、お客様のお取引が困難又は不可能となる可能性もあります。さらに、銘柄、注文の数量、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等によっては、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。</p>
---	--

<p>や当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。</p> <p>○限月リスク</p> <p>「OIL/USD」は、当社では取引期限がなくお取引いただけますが、<u>参照市場の最終営業日の前に当社が定める日において、提示する限月の交代を行います。そのため参照中の限月と次回参照予定の限月の価格差の調整を行います。価格調整額は、価格調整を行う直前の営業日の当社が定める時間帯における参照中の限月と次回参照予定の限月の価格差をもとに決定し、決定された調整額の通知は同営業日終了後に当社ホームページ上で行います。価格調整額決定後の各限月の価格差の変動によっては、お客様に損失が発生する可能性があります。また、価格調整額の受払いは当該外貨ではなく、日本円でなされることから、日本円に換算する際の為替リスク（コンバージョンリスク）があります。加えて、限月の交代により、提示する価格が大きく上昇する場合がありますが、この場合には必要証拠金額も大きく上昇し、それによりロスカットルールが適用される場合があることにも留意下さい。</u></p> <p><u>なお、提示する限月の交代を行う日程については、決定次第、事前に当社ホームページ上に掲載いたしますが、当社の判断により同月に複数回行われる場合や、市況の動向等によっては緊急的に実施する場合、反対に限月の交代を行わない場合もあります。</u></p> <p>○信用リスク</p>	<p>○限月リスク</p> <p>「OIL/USD」は、当社では取引期限がなくお取引いただけますが、<u>それぞれの商品先物市場の最終営業日の前に当社が定める日において、提示する限月の交代を行いません。そのため1番限と2番限の価格差の調整を行います。価格調整額の受払いは当該外貨ではなく、日本円でなされることから、日本円に換算する際の為替リスク（コンバージョンリスク）があります。</u></p> <p>○信用リスク</p>
---	--

<p>当社の DMM CFD-Commodity 取引はお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。このため、当社の信用状況によってはお客様が損失を被る可能性があります。また、当社はおお客様からの注文に<u>対して、当社の判断で</u>インターバンク市場にてカバー取引を行うことが<u>あります</u>。このため、カバー先の信用状況等により、お客様が損失を被る可能性、或いはカバー先において当社がカバー取引を行えなかった場合には、お客様の取引も不可能になる可能性があります。</p> <p>○当社 DMM CFD- Commodity 取引システムの利用に係るリスクについて</p> <p>(1) 当社の提示レート生成方法について</p> <p>当社の DMM CFD- Commodity 取引サービスはお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。当社では、複数のカバー先からの配信レート及び、<u>当社と契約のある情報提供会社（本説明書において、カバー先及び情報提供会社を総称して、「カバー先等」という）からの配信レート</u>をもとに当社で生成した独自のレートをお客様に提示しています。そのため、当社が提示するレートは、カバー先等や同業他社が提示しているレートと必ずしも一致するものではなく、市場レートや他社の提示するレート等と大きく乖離することがあります。また、場合によっては、お客様にとって不利なレートで約定することがあります。これらの約定は、ロスカット時や逆指値注文時に生じますが、これに限られるものではありません。</p>	<p>当社の DMM CFD-Commodity 取引はお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。このため、当社の信用状況によってはお客様が損失を被る可能性があります。また、当社はおお客様からの注文を<u>インターバンク市場にてカバー取引を行っています</u>。このため、カバー先の信用状況等により、お客様が損失を被る可能性、或いはカバー先において当社がカバー取引を行えなかった場合には、お客様の取引も不可能になる可能性があります。</p> <p>○当社 DMM CFD- Commodity 取引システムの利用に係るリスクについて</p> <p>(1) 当社の提示レート生成方法について</p> <p>当社の DMM CFD- Commodity 取引サービスはお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。当社では、複数のカバー先からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に提示しています。そのため、当社が提示するレートは、カバー先や同業他社が提示しているレートと必ずしも一致するものではなく、市場レートや他社の提示するレート等と大きく乖離することがあります。また、場合によっては、お客様にとって不利なレートで約定することがあります。これらの約定は、ロスカット時や逆指値注文時に生じますが、これに限られるものではありません。</p>
--	--

<p>なお、カバー先<u>等</u>から異常レートの配信があった場合や、カバー先<u>等</u>からのレート配信がない<u>又は継続的かつ安定的に配信されない</u>場合、システム障害等が発生した場合、相場急変動時等においてレートの提示が困難と当社が判断した場合、<u>取扱銘柄の参照原資産の参照市場における価格がゼロ近くまたはマイナスになった場合</u>等には、当社はレート配信を一時停止し、受注を行わない場合があります。また、経済指標の発表時など相場が急変するおそれがある場合には、カバー先<u>等</u>からのレート配信の有無にかかわらず、当社の判断により、その前後においてレート配信を停止し、受注を行わない場合があります。</p> <p>(2) スプレッドの原則固定について</p> <p>当社において、スプレッドを原則固定とするとは、配信レートにおけるスプレッドが原則固定であることを指しますが、実際の取引時のスプレッドを保証するものではなく、主要国の祝日や取引時間の終了前後、経済指標の発表時など、<u>[]</u>市場環境の変化や流動性の低下等により、スプレッドが広がる場合があります。これは、カバー先との取引が通常よりも困難となる可能性があるためです。また、お客様の約定の結果による実質的なスプレッドが提示スプレッドと必ずしも合致しない場合があります。</p> <p>(3) 注文方法の差異による約定レートに係るリスク</p> <p>ア ストリーミング注文</p>	<p>なお、カバー先から異常レートの配信があった場合や、カバー先等からのレート配信がない場合、システム障害等が発生した場合、相場急変動時等においてレートの提示が困難と当社が判断した場合等には、当社はレート配信を一時停止し、受注を行わない場合があります。また、経済指標の発表時など相場が急変するおそれがある場合には、カバー先からのレート配信の有無にかかわらず、当社の判断により、その前後においてレート配信を停止し、受注を行わない場合があります。</p> <p>(2) スプレッドの原則固定について</p> <p>当社において、スプレッドを原則固定とする<u>ところ</u>は、配信レートにおけるスプレッドが原則固定であることを指しますが、実際の取引時のスプレッドを保証するものではなく、主要国の祝日や取引時間の終了前後、経済指標の発表時など、<u>[]</u>市場環境の変化や流動性の低下等により、スプレッドが広がる場合があります。これは、カバー先との取引が通常よりも困難となる可能性があるためです。また、お客様の約定の結果による実質的なスプレッドが提示スプレッドと必ずしも合致しない場合があります。</p> <p>(3) 注文方法の差異による約定レートに係るリスク</p> <p>ア ストリーミング注文</p>
---	--

<p><u>DMM CFD-Commodity</u> 取引サービスにおいて、ストリーミング注文は、注文価格、銘柄、取引数量、売買の区別、取引ツール、スリッページの設定値等によって、ご注文が約定しづらくなる、あるいは約定しない場合があります。(以下、省略)</p> <p>イ 逆指値注文</p> <p><u>DMM CFD-Commodity</u> 取引サービスにおいて、逆指値注文は損失の拡大を防ぐための注文方法として利用されることが多い注文方法ですが、買い注文の場合はレートのアスクがお客様の指定した価格以上になること、売り注文の場合はレートのビッドがお客様の指定した価格以下になることで、原則としてその時の最新レートで約定します(約定処理に時間を要する場合、当該レートで約定しない場合があります)。(中略)</p> <p>また、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することがあり、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。この際、実際の約定レートがお客様の注文レートと大きく乖離した水準となり、取引の損失が注文時に想定したものよりも大幅に拡大したり、預託証拠金を上回る損失が発生したりすることがあります。</p> <p>ウ 指値注文</p> <p><u>DMM CFD-Commodity</u> 取引サービスにおいて、指値注文は、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合</p>	<p><u>本</u>取引サービスにおいて、ストリーミング注文は、注文価格、銘柄、取引数量、売買の区別、取引ツール、スリッページの設定値等によって、ご注文が約定しづらくなる、あるいは約定しない場合があります。(以下、省略)</p> <p>イ 逆指値注文</p> <p><u>本</u>取引サービスにおいて、逆指値注文は損失の拡大を防ぐための注文方法として利用されることが多い注文方法ですが、買い注文の場合はレートのアスクがお客様の指定した価格以上になること、売り注文の場合はレートのビッドがお客様の指定した価格以下になることで、原則としてその時の最新レートで約定します(約定処理に時間を要する場合、当該レートで約定しない場合があります)。(中略)</p> <p>また、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することがあり、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。この際、実際の約定レートがお客様の注文レートと大きく乖離した水準となり、取引の損失が注文時に想定したものよりも大幅に拡大したり、預託証拠金を上回る損失が発生したりすることがあります。</p> <p>ウ 指値注文</p> <p><u>本</u>取引サービスにおいて、指値注文は、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合や、指値注文が有効な状</p>
--	---

<p>や、指値注文が有効な状態で営業日をまたぎ、前営業日のクローズレートと翌営業日のオープンレートで乖離がある場合等においても、原則として指値価格での約定となるため、当社レート履歴に記載のないレートで約定することがあります（週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指値注文の価格に達していた場合のみ、当該初めて配信する取引レートで約定します）。<u>これには、「OIL/USD」において提示する限月の交代により、価格がかい離して配信された場合も含まれます。</u>また、指値注文は、相場状況<u>又は</u>取引方法並びに取引数量等によって、指定の価格に達しても約定しない場合があります。</p> <p>なお、同一方向（売買の別）で同一銘柄の指値注文において、同一価格での注文上限は、新規、決済の別を問わず 200lot となります。</p> <p>(4) ロスカットに伴うリスク</p> <p><u>DMM CFD-Commodity</u> 取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が発注されます。原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。かかる注文については、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先<u>等</u>からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、提示されているレートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定</p>	<p>態で営業日をまたぎ、前営業日のクローズレートと翌営業日のオープンレートで乖離がある場合等においても、原則として指値価格での約定となるため、当社レート履歴に記載のないレートで約定することがあります（週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指値注文の価格に達していた場合のみ、当該初めて配信する取引レートで約定します）。また、指値注文は、相場状況<u>または</u>取引方法並びに取引数量等によって、指定の価格に達しても約定しない場合があります。</p> <p>なお、同一方向（売買の別）で同一銘柄の指値注文において、同一価格での注文上限は、新規、決済の別を問わず 200lot となります。</p> <p>(4) ロスカットに伴うリスク</p> <p>本取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が発注されます。原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。かかる注文については、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、提示されているレートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。また、</p>
--	---

<p>することがあります。また、証拠金維持率が50%以下となった時点で、有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することや、実際にロスカットが行われた場合に、預託証拠金を上回る損失が発生することがあります。</p> <p>((5) 省略)</p> <p><u>(6) スマートフォン取引ツールのご利用に伴うリスク</u></p> <p><u>スマートフォン取引ツールでは、取引方法等に一部制限がございます。</u></p> <p><u>また、スマートフォン取引ツールを利用して取引を行う場合、お客様及び当社の通信機器の故障、通信回線の障害、情報配信の障害、あるいは本取引システムそのものの障害等により、お客様の取引が不可能になる場合や、意図しない価格での約定となる可能性もあります。</u></p> <p><u>さらに、お客様の注文指示の当社システムへの遅着・未着により、取引が執行されるまでに思いがけない時間を要する可能性、あるいは注文が発注されない、または無効となる可能性があります。スマートフォン取引ツールを利用したサービスは、大量のデータ送受信を行うため、何らかの原因で本取引システムが利用できない場合は一切の注文などの取引・発注行為が行えないリスクがあります。DMM CFD-Commodity 取引システム上で表示される価格情報が遅れることや、誤った価格が表示される等、DMM CFD-Commodity 取引システム上の</u></p>	<p>証拠金維持率が50%以下となった時点で、有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することや、実際にロスカットが行われた場合に、預託証拠金を上回る損失が発生することがあります。</p> <p>((5) 省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---

<p><u>価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。加えて、スマートフォン取引ツールで表示される各銘柄のレートの更新頻度は、パソコン版の取引ツールでの更新頻度と比較して低くなっています (生成・配信されているレートの数や価格等は、パソコン版の取引ツール、スマートフォン取引ツールのどちらをご利用いただいても同一です)。DMM CFD-Commodity 取引システムを利用する際に用いられるお客様のログイン ID・パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。</u></p> <p>(7) 振込入金に伴うリスク (内容省略)</p> <p>(8) スリッページリスク (内容省略)</p> <p>(9) 日本国外からの通信について</p> <p>当社のDMM CFD-Commodity取引システムは、お客様に日本国内の通信環境でご利用いただくことを想定して<u>いるため</u>、お客様が<u>当社のDMM CFD-Commodity取引システムに対して日本国外から通信を行った場合、正常に作動しない、あるいは注文の発注、約定、確認、取消等が行えない可能性や約定が遅延する可能性があります。</u></p> <p>また、当社はマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一環として、当社のDMM CFD-Commodity取引システムに対する日本国外からの通信を、一部制限させて頂く場合があります。この場合に生</p>	<p>(6) 振込入金に伴うリスク (内容省略)</p> <p>(7) スリッページリスク (内容省略)</p> <p>(8) 日本国外からの通信について</p> <p>当社のCFD-Commodity取引システムは、お客様に日本国内の通信環境でご利用いただくことを想定して<u>おり</u>、お客様が<u>日本国外から通信を行った場合におけるCFD-Commodity取引システムの作動状況は確認しておりません。また、当社の判断により特定の国からの通信を遮断することがあります。お客様におかれましては、日本国内の通信環境でご利用いただくようお願いいたします。</u></p>
---	--

<p><u>じた損失、機会利益の逸失、費用負担について当社は一切の責任を負いません。</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>DMM CFD-Commodity 取引の仕組みについて</p> <p>当社によるDMM CFD-Commodity取引は、商品先物取引法その他の関係法令及び日本商品先物取引協会の規則を遵守して行います。</p> <p>DMM CFD-Commodity 取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、銘柄の売買取引を行う DMM CFD-Commodity 取引であり、当該売買の目的となっている銘柄の新規の売りもしくは買い、これらに対する決済の売りもしくは買いによる差金の授受によって決済する取引です。DMM CFD-Commodity 取引にはこの決済による売買損益の他に金利と配当等を加味したスワップポイント（価格調整額を含む、<u>以下同じ</u>）による損益が発生します。</p> <p>口座開設について</p> <p>口座開設のお申し込みは、当社所定の方法にて受付しております。お問い合わせ等はカスタマーサポート（0120-961-522）もしくは、メール（support-dmm@sec.dmm.com）でお受け致します。</p>	<p>(以下、省略)</p> <p>DMM CFD-Commodity 取引の仕組みについて</p> <p>当社によるDMM CFD-Commodity取引は、商品先物取引法その他の関係法令及び日本商品先物取引協会の規則を遵守して行います。</p> <p>本取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、銘柄の売買取引を行うDMM CFD-Commodity取引であり、当該売買の目的となっている銘柄の新規の売りもしくは買い、これらに対する決済の売りもしくは買いによる差金の授受によって決済する取引です。本取引にはこの決済による売買損益の他に金利と配当等を加味したスワップポイント（価格調整額を含む、<u>以下同じ</u>）による損益が発生します。</p> <p>口座開設について</p> <p>口座開設のお申し込みは、当社所定の方法にて受付しております。お問い合わせ等はカスタマーサポート（0120-961-522）もしくは、メール（support-dmm@sec.dmm.com）でお受け致します。</p>
---	--

<p>DMM CFD-Commodity取引は大きなリターンを得られる反面、大きなリスクを伴う取引です。当社ではDMM CFD-Commodity取引口座を開設して頂く場合には、原則として個人で使用できるパソコン<u>又はスマートフォン</u>をお持ちの方を対象として、次の要件を満たして頂くことが必要となります。</p> <p>(1. ～2. 省略)</p> <p>3. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。 ≪個人のお客様の場合≫</p> <p>(1) <u>DMM CFD-Commodity</u>取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解していること。</p> <p>((2) ～ (3) 省略)</p> <p>(4) <u>DMM CFD-Commodity</u>取引にかかる法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、<u>DMM CFD-Commodity</u>取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。</p> <p>(5) ご自身専用でかつパソコン<u>又はスマートフォン</u>で利用できる電子メールアドレスをお持ちであること（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。</p> <p>(6) パソコン<u>又はスマートフォン</u>でお取引することができる環境があること。</p>	<p>DMM CFD-Commodity取引は大きなリターンを得られる反面、大きなリスクを伴う取引です。当社ではDMM CFD-Commodity取引口座を開設して頂く場合には、原則として個人で使用できるパソコンをお持ちの方を対象として、次の要件を満たして頂くことが必要となります。</p> <p>(1. ～2. 省略)</p> <p>3. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。 ≪個人のお客様の場合≫</p> <p>(1) <u>本</u>取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解していること。</p> <p>((2) ～ (3) 省略)</p> <p>(4) <u>本</u>取引にかかる法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、<u>本</u>取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。</p> <p>(5) ご自身専用でかつパソコン<u>又はスマートフォン</u>で利用できる電子メールアドレスをお持ちであること（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。</p> <p>(6) パソコン<u>又はスマートフォン</u>でお取引することができる環境があること。</p>
--	--

<p>((7) ~ (13) 省略)</p> <p>(14) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は<u>当社</u>の業務を妨害する行為等を行わないこと。 <p>(以下、省略)</p> <p>《法人のお客様の場合》</p> <p>((1) ~ (2) 省略)</p> <p>(3) <u>DMM CFD-Commodity</u> 取引にかかる法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、<u>DMM CFD-Commodity</u> 取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。</p> <p>((4) ~ (11) 省略)</p> <p>(12) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は<u>当社</u>の業務を妨害する行為等を行わないこと。 <p>(以下、省略)</p>	<p>((7) ~ (13) 省略)</p> <p>(14) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は<u>貴社</u>の業務を妨害する行為等を行わないこと。 <p>(以下、省略)</p> <p>《法人のお客様の場合》</p> <p>((1) ~ (2) 省略)</p> <p>(3) <u>本</u>取引にかかる法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、<u>本</u>取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。</p> <p>((4) ~ (11) 省略)</p> <p>(12) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は<u>貴社</u>の業務を妨害する行為等を行わないこと。 <p>(以下、省略)</p>
--	--

<p><取引担当者基準></p> <p>○反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は<u>当社</u>の業務を妨害する行為等を行わないこと。 <p>(以下、省略)</p> <p>(当社の価格変動リスク管理について 省略)</p> <p>お取引について</p> <p>(1. ～3. 省略)</p> <p>4. 取引レート</p> <p>1) 当社が各銘柄にアスク価格とビッド価格を同時に提示し、お客様はアスク価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。当社では、複数のカバー先<u>等</u>からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に提示しています。アスク価格とビッド価格には価格差（スプレッド）があります。</p> <p>2) 相場急変時や、<u>カバー先等から異常レートの配信があった場合、カバー先等からのレート配信がない又は継続的かつ安定的に配信されな</u></p>	<p><取引担当者基準></p> <p>○反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は<u>貴社</u>の業務を妨害する行為等を行わないこと。 <p>(以下、省略)</p> <p>(当社の価格変動リスク管理について 省略)</p> <p>お取引について</p> <p>(1. ～3. 省略)</p> <p>4. 取引レート</p> <p>1) 当社が各銘柄にアスク価格とビッド価格を同時に提示し、お客様はアスク価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。当社では、複数のカバー先からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に提示しています。アスク価格とビッド価格には価格差（スプレッド）があります。</p> <p>2) 相場急変時や、<u>カバー先の状況に変更が生じたことから、カバー先から有効なレートを安定的に受信できなくなった場合や、カバー先か</u></p>
---	---

<p><u>い場合、システム障害等が発生した場合、相場急変動時等においてレート</u> <u>の提示が困難と当社が判断した場合、取扱銘柄の参照原資産の参</u> <u>照市場における価格がゼロ近くまたはマイナスになった場合等</u>には、 レートの配信を停止<u>することがあります</u>。また、経済指標の発表時な ど相場が急変するおそれがある場合には、カバー先<u>等</u>からのレート配 信の有無にかかわらず、当社の判断により、その前後においてレート 配信を停止し、受注を行わない場合があります。</p> <p>3) レートの配信が停止しており、それを再開するときについては、カバ ー先<u>等</u>から有効なレート提示を継続的かつ安定的に受けることが可能 となり、また、それらのレートが市場実勢を反映したレートであると 当社が判断した場合に、レートの配信を再開します。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(5. 省略)</p> <p>6. ロールオーバー（決済日の繰延） 保有する建玉の決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的に翌営 業日にロールオーバーします。ロールオーバーは、「1 1. 取引時間」に 記載の「メンテナンス時間」に実施されます。</p> <p>OIL/USDの転売又は買戻しによる決済を行わない場合は、当社では取 引期限がなくお取引いただけますが、参照市場の最終営業日の前に当社 が定める日において、提示する限月の交代を行います。そのため<u>参照中</u></p>	<p><u>ら受けたレートが市場実勢うい反映したレートではないと当社が判断</u> <u>したときなどには、レートの配信を停止します</u>。また、経済指標の発表 時など相場が急変するおそれがある場合には、カバー先からのレート 配信の有無にかかわらず、当社の判断により、その前後においてレー ト配信を停止し、受注を行わない場合があります。</p> <p>3) レートの配信が停止しており、それを再開するときについては、カバ ー先から有効なレート提示を継続的かつ安定的に受けることが可能と なり、また、それらのレートが市場実勢を反映したレートであると当 社が判断した場合に、レートの配信を再開します。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(5. 省略)</p> <p>6. ロールオーバー（決済日の繰延） 保有する建玉の決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的に翌営 業日にロールオーバーします。ロールオーバーは、「1 1. 取引時間」に 記載の「メンテナンス時間」に実施されます。</p> <p>OIL/USDの転売又は買戻しによる決済を行わない場合は、当社では取 引期限がなくお取引いただけますが、<u>それぞれの</u>参照市場の最終営業日 の前に当社が定める日において、提示する限月の交代を行いません。そ</p>
---	--

<p><u>の限月と次回参照予定の限月の価格差の調整を行います。価格調整額は、価格調整を行う直前の営業日の当社が定める時間帯における参照中の限月と次回参照予定の限月の価格差をもとに決定し、決定された調整額の通知は同営業日終了後に当社ホームページ上で行います。価格調整額決定後の各限月の価格差の変動によっては、お客様に損失が発生する可能性があります。また、価格調整額の受払いは当該外貨ではなく、日本円でなされることから、日本円に換算する際の為替リスク（コンバージョンリスク）があります。加えて、限月の交代により、提示する価格が大きく上昇する場合がありますが、この場合には必要証拠金額も大きく上昇し、それによりロスカットルールが適用される場合があることにも留意下さい。</u></p> <p><u>なお、提示する限月の交代を行う日程については、決定次第、事前に当社ホームページ上に掲載いたしますが、当社の判断により同月に複数回行われる場合や、市況の動向等によっては緊急に実施する場合、反対に限月の交代を行わない場合もあります。</u></p> <p>1Lotあたりの価格調整額＝（<u>参照中の限月と次回参照予定の限月</u>の価格差）×取引単位×USDの評価額</p> <p><u>参照中の限月</u>の価格より<u>次回参照予定の限月</u>の価格が高い場合、買いポジションに対して価格調整額をマイナス計上、売りポジションに対してプラス計上いたします。<u>参照中の限月</u>の価格より<u>次回参照予定の限月</u>の価格が低い場合、買いポジションに対して価格調整額をプラス計上、売りポジションに対してマイナス計上いたします。</p>	<p>のため<u>1番限と2番限</u>の価格差の調整を行います。価格調整額の受払いは当該外貨ではなく、日本円でなされることから、日本円に換算する際の為替リスク（コンバージョンリスク）があります。</p> <p>1Lotあたりの価格調整額＝（<u>1番限と2番限</u>の価格差）×取引単位×USDの評価額</p> <p><u>1番限</u>の価格より<u>2番限</u>の価格が高い場合、買いポジションに対して価格調整額をマイナス計上、売りポジションに対してプラス計上いたします。<u>1番限</u>の価格より<u>2番限</u>の価格が低い場合、買いポジションに対して価格調整額をプラス計上、売りポジションに対してマイナス計上いたします。</p>
---	---

<p>例) OIL/USDにおいて<u>参照中の限月価格</u> (76.00)、<u>次回参照予定の限月価格</u> (76.30)、USD/JPYの評価レートが90.000だった場合、1Lotあたりの価格調整額 = $(76.00 - 76.30) \times 10 \times 90.000 = -270$ (円) 買いポジションに対して-270円を計上、売りポジションに対して+270円を計上します。</p> <p>(7. 省略)</p> <p>8. 追加証拠金制度 (1) ~ 2) (2) まで省略</p> <p>(3) 未決済ポジションの一部決済、<u>又は</u>、未決済ポジションの一部決済と追加証拠金額の一部入金により「追加証拠金額※」を「0円」とすること。 (以下、省略)</p> <p>9. ロスカットルール (1) ~ 2) 途中まで省略</p> <p>※ロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先<u>等</u>からの配信レートの中から、約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、お客様にとって</p>	<p>例) OIL/USDにおいて<u>1番限</u> (76.00)、<u>2番限</u>(76.30)、USD/JPYの評価レートが90.000だった場合、1Lotあたりの価格調整額 = $(76.00 - 76.30) \times 10 \times 90.000 = -270$ (円) 買いポジションに対して-270円を計上、売りポジションに対して+270円を計上します。</p> <p>(7. 省略)</p> <p>8. 追加証拠金制度 (1) ~ 2) (2) まで省略</p> <p>(3) 未決済ポジションの一部決済、<u>または</u>、未決済ポジションの一部決済と追加証拠金額の一部入金により「追加証拠金額※」を「0円」とすること。 (以下、省略)</p> <p>9. ロスカットルール (1) ~ 2) 途中まで省略</p> <p>※ロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先<u>等</u>からの配信レートの中から、約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、お客様にとって</p>
---	--

<p>不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。</p> <p>※証拠金維持率とはお客様が保有するポジションに係る取引証拠金に対する純資産の比率であり以下の算式によって求めたものとします。</p> $\text{証拠金維持率} = (\text{純資産額} - \text{注文証拠金}) \div \text{ポジション必要証拠金} \times 100$ <p>(以下、省略)</p> <p>(10. ～ 11. 省略)</p> <p>12. 注文の種類</p> <p>1) 注文の種類は以下のとおりです。その他注文は <u>33</u> ページの「DMM CFD-Commodity 取引及びその受託に関する主要な用語の定義」をご覧ください。なお、これら注文は、DMM CFD-Commodity 取引システムでのみ行うことができ、原則として、電話、ファックス、電子メールその他の手段による注文及び変更・取消はできません。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>【指値注文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当注文は、お客様が指定した価格に対して、お客様に配信する価格が同一となるか、若しくはお客様が指定した価格を超えたときに、お 	<p>不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。</p> <p>※証拠金維持率とはお客様が保有するポジションに係る取引証拠金に対する純資産の比率であり以下の算式によって求めたものとします。</p> $\text{証拠金維持率} = (\text{純資産額} - \text{注文証拠金}) \div \text{ポジション証拠金} \times 100$ <p>(以下、省略)</p> <p>(10. ～ 11. 省略)</p> <p>12. 注文の種類</p> <p>1) 注文の種類は以下のとおりです。その他注文は <u>31</u> ページの「DMM CFD-Commodity 取引及びその受託に関する主要な用語の定義」をご覧ください。なお、これら注文は、DMM CFD-Commodity 取引システムでのみ行うことができ、原則として、電話、ファックス、電子メールその他の手段による注文及び変更・取消はできません。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>【指値注文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当注文は、お客様が指定した価格に対して、お客様に配信する価格が同一となるか、若しくはお客様が指定した価格を超えたときに、お
---	---

<p>お客様が指定した価格で約定します。従って、<u>直前に配信した価格と</u> <u>かい離した価格が配信された場合等には、</u>配信価格の履歴にない価格で約定することがあります。<u>これには、「OIL/USD」において提示する限月の交代により、価格がかい離して配信された場合も含まれ、当該配信された価格がお客様の指定した価格に達している場合には、お客様が指定した価格で約定されます。</u>ただし、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指定した価格よりお客様にとって有利な価格の場合には、お客様が指定した価格ではなく、当該週明けに当社が初めて配信する価格で約定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当注文は、注文時に有効期限を指定します。有効期限については以下の通りです。</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>今日中</u> : 注文を発注した営業日終了時点まで有効 <u>今週中</u> : 金曜営業終了時間まで有効 <u>無期限</u> : 約定または取消するまで有効 <u>期間指定</u> : 日時を分単位で指定できます。 <p>【逆指値注文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当注文は、注文時に有効期限を指定します。有効期限については以下の通りです。</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>今日中</u> : 注文を発注した営業日終了時点まで有効 <u>今週中</u> : 金曜営業終了時間まで有効 <u>無期限</u> : 約定または取消するまで有効 <u>期間指定</u> : 日時を分単位で指定できます。 <p>(以下、省略)</p>	<p>お客様が指定した価格で約定します。従って、配信価格の履歴にない価格で約定することがあります。ただし、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指定した価格よりお客様にとって有利な価格の場合には、お客様が指定した価格ではなく、当該週明けに当社が初めて配信する価格で約定します。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(以下、省略)</p>
--	--

<p>1 3. 取引方法について</p> <p>当社が提供する DMM CFD-Commodity 取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で以下に掲げる使用機器及び回線に関する推奨環境を準備する必要があります。当社の推奨環境については、当社ホームページでご確認ください。<u>(https://fx.dmm.com/support/spec/result/)</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>(1 4. ～1 5. 省略)</p> <p>1 6. 証拠金等の入金・出金</p> <p>(1) 証拠金等の入金</p> <p>DMM CFD-Commodity 取引のお取引に関して必要な証拠金は、<u>スマートフォン取引ツールからクイック入金により送金をいただくか(パソコン版取引ツールからはクイック入金を行えません)、DMM CFD-Index、DMM FX、DMM 株及び DMM バヌーシーのいずれかの取引口座に送金した後、お客様の DMM CFD-Commodity 取引口座への振替処理によりご入金いただけます。</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>(2) 証拠金等の出金</p>	<p>1 3. 取引方法について</p> <p>当社が提供するDMM CFD-Commodity取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で以下に掲げる使用機器及び回線に関する推奨環境を準備する必要があります。当社の推奨環境については、当社ホームページでご確認ください。<u>(https://fx.dmm.com/cfd/service/outline/)</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>(1 4. ～1 5. 省略)</p> <p>1 6. 証拠金等の入金・出金</p> <p>(1) 証拠金等の入金</p> <p>DMM CFD-Commodity 取引のお取引に関して必要な証拠金は、DMM CFD-Index、DMM FX、DMM 株及び DMM バヌーシーのいずれかの取引口座に送金した後、お客様の DMM CFD-Commodity 取引口座への振替処理<u>が必要となります。</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>(2) 証拠金等の出金</p>
--	---

<p><u>DMM CFD-Commodity取引口座の出金可能額を出金する場合は、スマートフォン取引ツールより出金予約を行うか (パソコン版取引ツールからは出金予約は行えません)、お客様がDMM CFD-Index、DMM FX、DMM株及びDMMバヌーシーのいずれかの取引口座に出金可能額の振替処理を行った後、当該振替後の取引口座より出金予約を行うことでご出金いただけます。</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>(17. ~18. 省略)</p> <p>19. スプレッド</p> <p>当社が提示する取引レートには、買付価格 (アスク) と売付価格 (ビッド) の価格差 (スプレッド) があります。売り手と買い手が常に同じ条件でフェアな取引を成立させるため、取引レートの表示は常にビッドレートとアスクレートの2WAYで表示されます。当社は、お客様に提示するビッドレートとアスクレートを、カバー先等から提示されたレートをもとに当社が独自に生成します。なお、アスクレートはビッドレートよりもスプレッド分、高くなっています。</p> <p>(20. ~21. 省略)</p> <p>22. 両建</p>	<p><u>DMM CFD-Commodity取引口座の出金可能額を出金する場合は、お客様がDMM CFD-Index、DMM FX、DMM株及びDMMバヌーシーのいずれかの取引口座に出金可能額の振替処理を行った後、当該振替後の取引口座よりご出金いただけます。</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>(17. ~18. 省略)</p> <p>19. スプレッド</p> <p>当社が提示する取引レートには、買付価格 (アスク) と売付価格 (ビッド) の価格差 (スプレッド) があります。売り手と買い手が常に同じ条件でフェアな取引を成立させるため、取引レートの表示は常にビッドレートとアスクレートの2WAYで表示されます。当社は、お客様に提示するビッドレートとアスクレートを、カバー先等から提示されたレートをもとに市場の状況等に応じて当社によって決定します。なお、アスクレートはビッドレートよりもスプレッド分、高くなっています。</p> <p>(20. ~21. 省略)</p> <p>22. 両建</p>
--	---

<p>DMM CFD-Commodity取引では両建取引が可能です。両建とは、お客様がDMM CFD-Commodity取引において同一銘柄で買いポジションと売りポジションの両方を同時に持つことをいいます。両建取引はスワップ金利の спреッドにより逆ザヤが生じること、また、反対売買時にスプレッドによるコストをお客様が二重に負担すること等により、経済合理性を欠く取引でありますので、当社ではお勧めいたしません。お客様自らの意思によりお取引をお願いいたします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(DMM CFD-Commodity 取引の手続きについて 省略)</p> <p style="text-align: center;">DMM CFD-Commodity 取引行に関する禁止事項</p> <p>(a～d 省略)</p> <p>e <u>DMM CFD-Commodity</u> 取引契約の締結の勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号及び DMM CFD-Commodity 取引等の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること。</p>	<p>DMM CFD-Commodity取引では両建取引が可能です。両建とは、お客様がDMM CFD-Commodity取引において同一銘柄で買いポジションと売りポジションの両方を同時に持つことをいいます。両建取引はスワップ金利の спреッドにより逆ザヤが生じること、また、反対売買時にスプレッドによるコストをお客様が二重に負担すること等により、経済合理性を欠く取引でありますので、当社ではお勧めいたしません。お客様自らの意思によりお取引をお願いいたします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(DMM CFD-Commodity 取引の手続きについて 省略)</p> <p style="text-align: center;">DMM CFD-Commodity 取引行に関する禁止事項</p> <p>(a～d 省略)</p> <p>e <u>商品</u>取引契約の締結の勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号及び DMM CFD-Commodity 取引等の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること。</p>
--	--

<p>(以下、省略)</p> <p>DMM CFD-Commodity 取引及びその受託に関する主要な用語の定義</p> <p><input type="checkbox"/> 相対取引 (あいたいとりひき) 商品先物<u>取引</u>業者がお客様に対する取引の相手方となる取引。店頭取引ともいいます。</p> <p><input type="checkbox"/> 受渡日 (うけわたしび) - Value Date <u>反対売買により決済した売買代金の差金の受渡しが行われる</u>日を行います。決済益は受渡後に出金が可能となります。</p> <p><input type="checkbox"/> 価格調整額 (かかくちょうせいがく) OIL/USDの取引において当社が定める日において提示する限月の交代を行い、<u>参照中の限月と次回参照予定の限月</u>の価格差の調整を行うことをいいます。</p> <p><input type="checkbox"/> カバー取引 (かばーとりひき) 商品先物引業者がお客様を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭商品デリバティブ取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引<u>又は</u>他の商品先物取引業者その他の者を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引をいいます。<u>また、当社が行うカバー取引の相手方を「カバー取引先」または「カバー先」といいます。</u></p>	<p>(以下、省略)</p> <p>DMM CFD-Commodity 取引及びその受託に関する主要な用語の定義</p> <p><input type="checkbox"/> 相対取引 (あいたいとりひき) 商品先物業者がお客様に対する取引の相手方となる取引。店頭取引ともいいます。</p> <p><input type="checkbox"/> 受渡日 (うけわたしび) - Value Date <u>2通貨が交換される日。差金決済によるお客様との資金を授受する</u>日を行います。決済益は受渡後に出金が可能となります。</p> <p><input type="checkbox"/> 価格調整額 (かかくちょうせいがく) OIL/USDの取引において当社が定める日において提示する限月の交代を行い、<u>1番限と2番限</u>の価格差の調整を行うことをいいます。</p> <p><input type="checkbox"/> カバー取引 (かばーとりひき) 商品先物引業者がお客様を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭商品デリバティブ取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引<u>または</u>他の商品先物取引業者その他の者を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引をいいます。</p>
--	--

<p><u>□参照原資産 (さんしょうげんしさん)</u> <u>当社が参照している、店頭商品デリバティブ取引の対象となる資産のことです。</u> <u>OIL/USD では、WTI (ウエスト・テキサス・インターミディエート) 原油先物です。</u> <u>GOLD/USD では、米ドル建ての金スポットです。</u> <u>SILVER/USD では、米ドル建ての銀スポットです。</u></p> <p><u>□参照市場 (さんしょうしじょう)</u> <u>参照原資産が取引されている市場のことです。</u> <u>OIL/USD では、CME (シカゴ・マーカンタイル取引所) です。</u> <u>GOLD/USD では、金スポット市場です。</u> <u>SILVER/SUD では、銀スポット市場です。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>□マージンカット (まーじんかっど) –Margin cut 毎営業日のマーケットクローズ後に、証拠金維持率判定を行っており、当該時点において証拠金維持率が 100%を下回った場合、翌営業日のオープン時点で追加証拠金が発生します。当該翌営業日の 22 時 59 分までに追加証拠金額が 0 円とならない場合に、当該翌営業日の 23 時 00 分 (マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります) に、お客様の全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>□スポット (取引) (すぽっと) – Spot <u>直物取引のことをいいます。DMM CFD-Commodity取引においては、契約成立から2営業日以内の取引となります。</u></p> <p>□マージンカット (まーじんかっど) –Margin cut 毎営業日のマーケットクローズ後に、証拠金維持率判定を行っており、当該時点において証拠金維持率が 100%を下回った場合、翌営業日のオープン時点で追加証拠金が発生します。当該翌営業日の 22 時 59 分までに追加証拠金額が 0 円とならない場合に、当該翌営業日の 23 時 00 分 (マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります) に、お客様の全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。</p>
---	---

<p>(以下、省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>(商品先物取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和2年6月27日 改訂</u></p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>	<p>(以下、省略)</p> <p><u>□LIBOR (らいぼー)</u></p> <p><u>ロンドン銀行間出し手金利。(銀行間において短期の資金を貸し出す際の金利)</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>(商品先物取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について省略)</p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>
---	---